

## (1) 健康保険料と国民健康保険料の二重払いの解消

### 1 相談内容

厚生年金保険及び健康保険の加入に伴い、平成 27 年 10 月から平成 29 年 7 月までの健康保険料を遡って年金事務所に支払った。同事務所から、同期間の国民健康保険料は申請すれば還付されると説明を受けたので区役所に申請したところ、還付できるのは 2 年度分（平成 28、29 年度）であり平成 27 年度分は還付できないという。健康保険料の徴収は加入月から行うのに、国民健康保険料の還付は年度単位となっているようであるが、保険料の二重払いはおかしいので、解消してほしい。

(注) 本件は、東京行政評価事務所が受け付けた相談である。

### 2 制度等の概要

#### (1) 健康保険の資格取得及び国民健康保険の資格喪失

健康保険の被保険者は、適用事業所に使用されるに至った日若しくはその使用される事業所が適用事業所となった日から被保険者の資格を取得することとされている（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「健保法」という。）第 35 条）。

国民健康保険の被保険者は健康保険の被保険者となった日の翌日から、その資格を喪失することとされている（国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「国保法」という。）第 6 条第 1 号及び第 8 条第 1 項）。

#### (2) 健保法及び国保法における保険料の納付

健康保険料は、毎月、翌月末日までに納付しなければならないとしており（健保法第 164 条第 1 項）、保険料徴収権の消滅時効は当該納期の翌日から起算して 2 年とされている（健保法第 193 条第 1 項）。

国民健康保険においては、保険料を確定する処分である賦課決定について、当該年度の初日（4 月 1 日）を基準として年度単位で行うこととしており、保険料徴収権の消滅時効は 2 年とされている（国保法第 110 条）。

#### (3) 国民健康保険料の還付

国民健康保険料の還付を行うには、本来納めるべき保険料の額を確定させるため

賦課決定の手続を行う必要がある。一方で、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）により国保法の一部を改正し、賦課決定の期間制限の規定（国保法第 110 条の 2）が設けられたことにより、各年度の最初の保険料の納期（通常 6 月末頃）の翌日から起算して 2 年を経過した日以後は賦課決定できないこととされている。なお、健保法にはこのような賦課決定の期間制限の規定はない。

※ 本相談事案については、

- ・本来、平成 27 年 10 月から健康保険の資格を有しているため、平成 27 年 10 月以降の健康保険料を徴収した一方で、
- ・すでに納付していた国民健康保険料については、区役所に資格喪失の申請があった平成 29 年 8 月から遡及して賦課決定を行うことが可能な平成 28 年度分及び平成 29 年度分の保険料（平成 27 年度保険料は当該年度の最初の保険料の納期から 2 年経過しているため賦課決定できない）のみ還付したものと考えられる。

### 3 関係機関の意見

厚生労働省保険局国民健康保険課に確認したところ、以下の通りの説明があった。

#### (1) 国保法第 110 条の 2 が設けられた経緯

従来、介護保険においては、保険料徴収権の消滅時効が 2 年であることに鑑み、減額可能な期間についても 2 年と解していたところ、2 年より遡って減額し還付すべき（無制限に遡及可能）とする最高裁判例（介護保険料減額更正請求事件判決（平成 23 年（行コ）第 30 号（確定）））が出たことを踏まえ、

- ・ 4 月 1 日を基準とし年度単位で保険料を賦課決定する点や、
- ・ 徴収権の消滅時効を 2 年とし、賦課決定の期間制限の規定がなかった点において、介護保険と同様の法律構成になっていた国民健康保険においても、
- ・ 判決の趣旨に従うと無制限に過去に遡って減額賦課が可能な状態となっていること、
- ・ 国民健康保険財政を安定的に運営するためには保険料に係る権利義務関係を早期に確定させる必要があること、

- ・保険料の徴収権に係る消滅時効が2年間であることとの均衡を図る必要があること

を踏まえ、国民健康保険料の賦課決定について2年の期間制限を設けることとした。

## (2) 本相談事案が生じた原因について

事業所には社会保険の加入義務があるところ、本件においてはその義務を怠ったことにより、遡及して社会保険に加入することとなったため、相談者は遡及によって健康保険の資格を取得しかつ国民健康保険の資格を喪失することとなった。

これに伴い、前述の規定により健康保険料の徴収及び国民健康保険料の還付を行ったところ、納付された保険料の算定の基礎となる期間が重複したものである。

なお、このような二重払いの実態について、件数等の詳細は把握していない。

## (3) 本相談事案に関する考察及び今後の対応

一方で、前述のとおり、賦課決定の期間制限の規定は、権利義務関係を早期に確定させることを趣旨として設けられたものであり、その期間については、徴収権の消滅時効が2年であることを踏まえ、保険料賦課における増額と減額に係る期間との公平性に鑑み2年としているところである。

今回御指摘の保険料の二重払いについては、社会保険の未適用事業所が遡及して社会保険に加入したことに起因するものであり、本来、法人事業所で常時従業員（事業主のみの場合を含む）を使用する事業所若しくは常時5人以上の従業員が働いている事務所及び工場、商店等の個人事業所については、適用事業所として健康保険の加入が健保法第3条第3項で義務づけられている。問題の所在は、あくまで事業所に加入義務があるにも関わらずこれを怠っていたことにあり、賦課決定の期間制限の規定の趣旨及び規定内容の問題ではないと考えている。

本相談事案における問題に関連して、厚生労働省としては未適用事業所の加入指導に取り組んでいるところである。市町村における国民健康保険の窓口においても、就労状況を確認した上で社会保険の適用の可能性がある場合は、年金事務所に情報提供し未適用事業所の加入指導を行うなど、社会保険の適用促進に関する取組を一層進めてまいりたい。

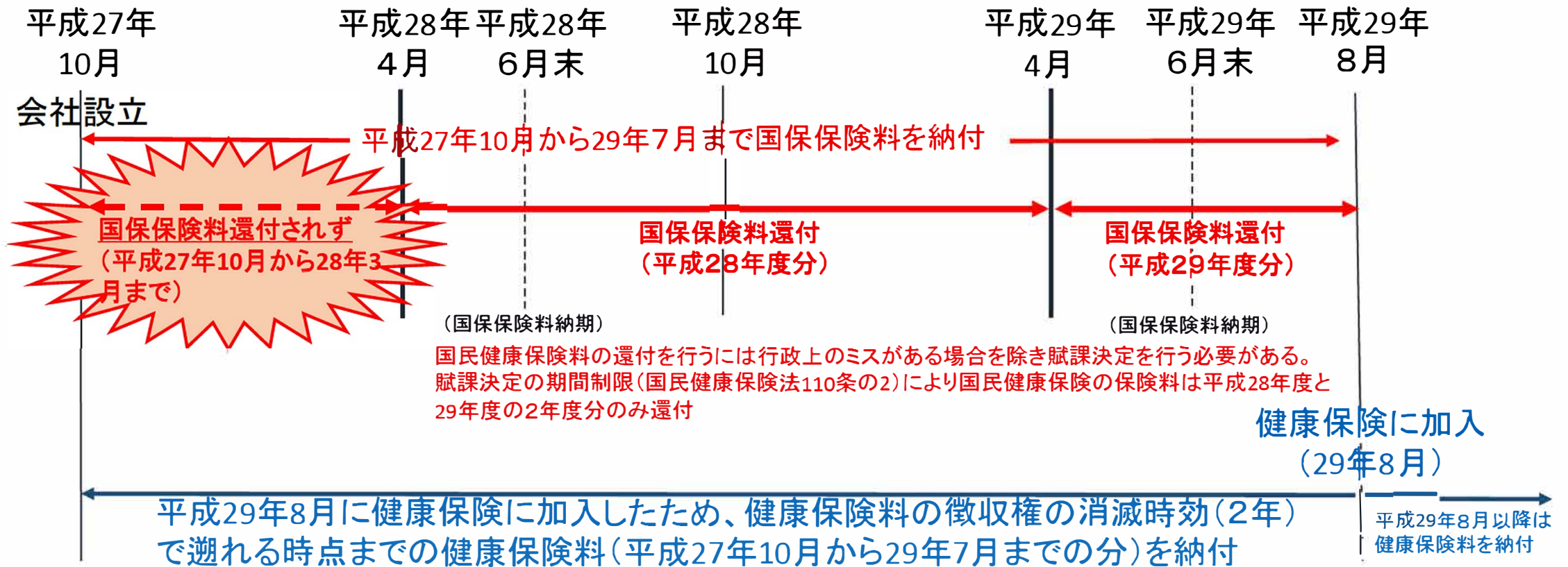
#### 4 関係機関の意見（前回行政苦情救済推進会議後に確認）

厚生労働省保険局国民健康保険課に確認したところ、以下の説明があった。

- (1) 本相談事案のように、健康保険への加入・遡及しての健康保険の保険料の支払に伴い、国民健康保険の保険料が還付されない期間が生じた被保険者に対する制度上又は制度運用上の措置（若しくはこのような事案が発生しないような措置）について
  - 国保制度上の措置はない。なお、保険料の二重払いについては、社会保険の未適用事業所が遡及して社会保険に加入したことに起因するものであって、問題の所在は、あくまで事業所に加入義務があるにも関わらずこれを怠っていたことにあるため、事業所が適正な手続きを行うことで、このような事案の発生を防ぐことが可能であると考えている。
- (2) 現行の制度において、本相談事案のように、健康保険への加入・遡及しての健康保険の保険料の支払に伴い、国民健康保険の保険料が還付されない期間が生じることへの対応方針について
  - 現在検討中である。
- (3) 仮に何らかの措置を講ずる場合の措置のレベル（法改正、運用の改善等）について
  - 仮に制度的に二重払いが生じないように措置を講じる場合、国民健康保険法の改正が必要となる。
- (4) 国民健康保険から健康保険に切り替えた時点から遡及して健康保険の保険料を納めさせ、国民健康保険の保険料を還付する仕組みとしていることについて
  - 国民健康保険は、国民皆保険を実現するために、被用者保険に加入している者等を適用除外としたうえで、区域内の住民を被保険者とする制度であり、被用者保険等の資格の得喪に基づき、法律上、当然に国民健康保険の資格が決定されるものである。保険料の納付や給付は当該資格を有する期間に基づき行われるものであり、遡及による資格の得喪が生じた場合においても同様に処理する必要がある。

# 国民健康保険の保険料の還付が受けられなかった事案のフロー図

- 平成27年10月から平成29年7月まで国民健康保険の保険料を納付していたが、平成29年8月に健康保険に加入したことにより、平成29年7月から平成27年10月まで遡って健康保険料を納付した。  
このため、国民健康保険の保険料の還付を受けようとしたが、平成28年度分及び29年度分しか還付されず、平成27年10月から28年3月までの分の国民健康保険の保険料が還付されなかった。



(注)国保保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主(当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。)から保険料を徴収(国保法第76条第1項)することとされ、市町村が納入の通知をすることによって保険料を徴収(国保法第76条の3第1項)。一方、健康保険料は、被保険者及び被保険者を使用する事業主がそれぞれ保険料額の二分の一を負担し(健保法第161条第1項)、事業主は報酬から保険料を源泉控除でき(健保法第167条第1項)、被保険者に関する毎月の保険料は翌月末日までに納付(健保法第164条第1項)。

## (2) 特別障害者手当に係る審査請求手続の弾力的な運用

### 1 相談内容

私（母親）の息子（成人）は、重度の知的障害者で意思能力がなく、A市から特別障害者手当の認定を受けていたが、平成29年に再認定手続を行ったところ、同手当の受給資格が認められなかった。

納得できなかったため、B県に審査請求をしようとしたところ、「息子が審査請求する場合、審査請求について理解できていなければならず、また、親族等が代理で審査請求する場合、息子による委任行為が必要である。ただし、息子に意思能力がない場合には、いずれの方法によることもできず、親族等が成年後見人となって審査請求するほかない。」とされた。

しかし、審査請求できる期間は、処分後3か月間しかなく、家庭裁判所の審判が必要な成年後見人の設定は時間的に困難である。また、成人の重度知的障害者（成人）の場合、成年後見人でなければ審査請求できないことになり厳しすぎる。

（注）本件は、行政監視行政相談センターが受け付けた相談である。

### 2 調査結果

#### (1) 特別障害者手当制度の概要

##### ア 趣旨

特別障害者手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「特別手当法」という。）に基づくもので、精神又は身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする特別障害者（在宅の20歳以上）に対して、重度障害（※）のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として支給することにより、特別障害者の福祉の向上を図ることを目的としている（法第1条、第2条）。

（※）身体障害者手帳1・2級程度及び療育手帳A等級程度の障害が重複する者等

##### イ 支給手続に係る規定

「特別手当法」、「障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）」では、特別障害者手当の支給に関し、

以下のとおり規定されている。

- ① 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当を支給する（法 26 条の 2）。
- ② 手当の受給資格者は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について手当の支給機関の認定を受けなければならない（法第 19 条(第 26 条の 5 により準用)）。
- ③ 特別障害者手当の受給資格の認定請求は、認定請求書を手当支給機関に提出することによって行わなければならない（省令第 15 条）。

手当の支給機関は、受給資格の認定をしたときは、当該受給資格者に文書でその旨を通知しなければならない（省令第 3 条(第 16 条により準用)）。

**【厚生労働省の説明】**

特別障害者手当の認定請求を行う者は、法令上、明確に規定されていないが、「改訂 特別障害者手当等支給事務の手引」（厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課）では、「手当の認定請求をなし得る者は、手当の受給資格者本人であるが、民法上の法定代理人が請求を行うことはもちろん、任意代理人が本人に代わって請求することも許される。」としている。

ウ 受給者数等

平成 28 年度の特別障害者手当の受給者数は 122,746 人、支給月額 は 26,940 円（30 年 4 月）であり、受給者、配偶者、扶養義務者の所得が一定額を超えた場合には支給されない。

(2) 特別障害者手当に係る審査請求制度等

ア 法令の規定

(ア) 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

- ① 行政庁の処分に不服がある者は、審査請求をすることができる（法第 2 条）。
- ② 審査請求は、代理人によってすることができる（法第 12 条）。

③ 処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない（法第18条）。

(イ) 行政不服審査法施行令（平成27年政令第68号）

審査請求人の代表者若しくは管理人、総代又は代理人の資格は、書面で証明しなければならない（令第3条）。

(ウ) 特別手当法

① 都道府県知事のした特別障害者手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求することができる（法第27条）。

② 手当の支給に関する処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる（法第30条）。

(エ) 地方自治法

法定受託事務に係る市町村長の処分についての審査請求は、他の法律に特別の定めがある場合を除くほか、都道府県知事に対してするものとする（法第255条の2）。

イ 法令に基づく解釈

(ア) 処分に不服がある者

a 総務省行政管理局

逐条解説では、行政不服審査法第2条の「不服がある者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうとされており、個別ケースの不服申立適格は、処分の根拠法令の解釈に基づき、当該法令の所管省庁が判断するものである。

また、行政不服審査法では、「不服がある者」の意思能力の要否は規定されていない。

b B県

本件では、母親は訴えの利益がないため、「処分に不服がある者」には含まれないと考えられる。



c 厚生労働省

一般論として、特別障害者手当は、本人に支給されるものであるため、「処分に不服がある者」は、基本的には本人が該当する。

個別具体の事例が生じたときには、慎重な検討が必要である。

(イ) 代理人

a 総務省行政管理局

① 行政不服審査法第12条の代理人とは、本人との契約に基づき、本人の名で、かつ、本人に代わって自己の意思で行為をする者をいい、代理人になれる者の資格についての制限はない。

② 審査請求を代理人によって行う場合、代理人等の資格を委任状等の書面の提出により証明しなければならないが、意思能力がない者は委任状を提出できず、代理人への委託が困難ではないか。

b B県

本件では、息子に意思能力がないのであれば、代理人への委託ができないため、母親が任意代理人になることはできない。

母親は、成年後見人（法定代理）になれば、審査請求できる。

c 厚生労働省

一般論として、受給資格者に意思能力がないのであれば、代理人への委託ができず、保護者が任意代理人になることはできない。

保護者は、成年後見人（法定代理）になれば、審査請求できる。

【参考:民法上の代理】

民法上の代理には、本人の意思に基づかず代理権が生じる「法定代理」、本人の委任により代理権が生じる「任意代理」がある。

親が成人した子の法律行為を代理する方法としては、法定代理である成年後見人か、任意代理のいずれかになると考えられる。

成年後見人は、本人の判断能力が不十分になった後などに、家庭裁判所の審判によつての選任されるものであり、申立から審判の確定までの期間は4か月以内とされている。

《民法第643条：委任》

委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

### (3) 本件のようなケースの救済方法の例

ア 介護・生計維持者を「処分に不服がある者」とする

以下の①及び②を考慮すると、意思能力がない重度の知的障害者の介護・生計維持者（父母等）は、障害者特別手当の認定に係る処分の実質的な相手方と考えられ、特別手当法上の「処分に不服がある者」に該当するのではないか。

① 特別障害者手当は、実質的には障害者の介護者や生計維持者の負担の軽減のために支払われるものと考えられる。

② 特別障害者手当は、受給者だけでなく扶養義務者の所得によっても支給停止され、世帯の状況を踏まえて支給されている。

イ 受給資格者以外の者による特別障害者手当の請求を認める

以下の（ア）～（ウ）を考慮し、受給資格者（特別障害者）以外の介護者（父母）等による特別障害者手当の請求を可能とすることで、介護者等からの審査請求を認める余地がないか。

（ア）特別障害者手当の認定請求手続の実務

当室が抽出調査した3市では、以下のとおり、特別障害者手当の受給資格者に意思能力がない場合の認定請求手続が必ずしも法制度どおり運用されていない状況がみられた。

① 厚生労働省の通知では、代理請求の場合には委任状が必要とされているが、実務上は、障害者の父母等による請求が明らかであっても、請求書上の請求者が障害者名であれば、障害者本人の請求として取り扱っている。

② 成年後見人による請求はほとんどなく、代理請求の取扱いを厳格化した場合、委任状が提出できずに手当を受給できないケースが生じ、法の趣旨に反する。

（イ）療育手帳

療育手帳は、厚生事務次官通知に基づき、都道府県知事等が知的障害者に交付するものであり、知的障害者への一貫した指導・相談を行うとともに、各種援助措置を受けやすくするためのものである。各都

道府県知事等は、療育手帳交付に係る規則等を定めて運用している。

上記通知では、「手帳の交付申請は、知的障害者又はその保護者（親権者、配偶者、後見人その他の者が知的障害者を現に監護する者）が都道府県知事等に行い、都道府県知事等は申請者に交付する。」とされている。

当室が抽出調査した2県は、「保護者が申請し、交付を受けている場合、保護者が審査請求人となる。」としている。

#### (ウ) 都道府県が独自に支給する手当

重度の知的障害者に特別障害者手当と類似した手当を支給する2県は、下表のとおり、いずれも、条例に、父母や介護者等が支給申請を代行できるとの規定を設けている（本人からの委任状は不要）。

両県は、代行者からの審査請求を認める（審査請求書上の請求人は障害者）としている。

表 特別障害者手当と類似した手当の受給手続等

	制度の内容	手当の受給手続
C 県	心身に重度の障害を有するため常時、複雑な介護を必要とする者に手当を支給し、その福祉の増進を図る。	【条例】 手当の認定申請を行おうとする者に代わって、その者の父母又は介護者が行うことができる。
D 県	在宅で常時介護を必要とする重度重複障害者等に手当を支給し、その福祉の増進を図る。	【条例】 受給資格者が申請できない事情があるときは、その配偶者、親権者その他受給資格者を介護している者が代わって申請することができる。

(注) 当室の調査結果による。

#### 【参考情報】

本件相談があったA市、B県は、以下のとおり説明している。

##### ① A市

本件以外にも、平成28年度に同様の事例が発生しており、本件と同様に審査請求を取り止めている。

## ② B県

通常、審査請求人の意思能力の有無は確認していないが、本件は、A市から、「審査請求人の障害者に意思能力がなく、どうすればよいか。」との照会があったため、法制度の原則的な考え方を示したものである。

なお、当室が抽出調査した7県では、本件と同様の事例は確認できず、いずれも「実務上、審査請求書の請求人欄に、障害者本人の氏名が記載されていればIQから意思能力がないと想定できても、本人請求として取り扱い、意思能力の有無までは確認しない。」とし、一部の県は、「都道府県が意思能力の有無を判断するのは困難である。」としている。

### 3 関係機関の意見（厚生労働省）

#### ① 障害者本人以外に所得制限を設けている理由

生計を同一にする扶養義務者等に相当な所得がある場合にまで手当を支給することは、全額公費による給付制度としては適当でないためである。

#### ② 特別障害者手当の認定に係る審査請求の取扱い

自治体では、実務上、手当の認定請求時における請求者（障害者）の意思能力の確認が厳格に行われていない現状があるのであれば、審査請求時においても、同様に扱うことも考えられる。